

判決年月日	平成20年7月30日	担当 部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成19年（ネ）第10082号		
○旧著作権法の下で製作された映画について、その著作者は同映画の映画監督であり、同法6条の団体名義の著作物に当たらないから、その著作権は同法3条、52条1項により同監督の死後38年間存続するとされた事例。			

（関連条文）旧著作権法（明治32年法律第39号）6条

本件は、被控訴人が、本件映画1、2（併せて「本件映画」）の著作権者であると主張して、本件映画を複製して製造したDVD商品（本件商品）を輸入販売する控訴人の行為が被控訴人の上記著作権を侵害するとして、控訴人に対し、著作権法112条に基づき、本件商品の増製、輸入及び頒布の差止め並びに在庫品の廃棄を求めたのに対し、控訴人が本件映画についての著作権は存続期間の満了により消滅したと主張して争っている事案である。

原判決は、本件映画の著作権の存続期間は満了していないから、控訴人の行為は被控訴人の上記著作権の侵害に当たるなどとして、本件商品の増製、輸入及び頒布の差止め並びに在庫品の廃棄の各請求を認容したため、これを不服とする控訴人がその取消しを求めて控訴した。

主な争点は、本件映画が旧著作権法6条の団体名義の著作物に当たるかどうかであるが、その前提として本件映画の著作者が映画製作会社であるか映画監督であるかが争われている。

本判決は、旧著作権法の下における映画の著作物の著作者について「少なくとも制作、監督、演出、撮影、美術等を担当して映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者は、当該映画の著作物の著作者であると解するのが相当であり」、「黒澤監督は本件映画の監督を務め、脚本の作成にも参加するなどしており、本件映画は黒澤監督の一貫したイメージに沿って製作されたものであると認められる（甲第1、2号証、第11号証、乙第22～24号証）から、黒澤監督は本件映画の全体的形成に創作的に寄与した者であり、著作者の一人であると認められる」とした。

また、「旧著作権法6条の「官公衛学校社寺協会会社其ノ他ノ団体ニ於テ著作ノ名義ヲ以テ発行又ハ興行シタル著作物」とは、著作者名義として団体を表示して発行又は興行した著作物であって、その著作者は法人等である著作物をいうものと解するのが相当である」とし、「本件映画は、旧大映が製作し、その専用系列映画館で旧大映製作の作品として公開されたものであること、本件映画ではオープニングの冒頭に旧大映の社章と共に「大映株式會社製作」との表示がされ、その後に題名が映し出され、続いて本件映画の製作に関与した者の担当職名と氏名が表示され、オープニングの最後に「監督 黒澤明」と表示さ

れていることが認められる。以上の事実によれば、本件映画における「大映株式會社製作」との表示は映画製作者が旧大映であることを示すものであり、「監督 黒澤明」との表示が本件映画の著作者を示すものであると認めるのが相当であるから、本件映画は著作者の実名を表示して興行された著作物であり、旧著作権法 6 条にいう団体名義の著作物に当たらないというべきである。したがって、本件映画の著作権の存続期間は、旧著作権法 3 条が適用されるものと解される」と判示した。

そして、「本件映画が独創性を有する映画の著作物であること、黒澤監督が平成 10 年に死亡したことは当事者間に争いがないから、本件映画の著作権の存続期間は、旧著作権法によれば、22 条の 3、3 条、9 条、52 条 1 項により、少なくとも著作者の 1 人である黒澤監督の死亡した年の翌年である平成 11 年から起算して 38 年間存続するので、平成 48 年 12 月 31 日まで存続することとなる。また、本件映画 1 は昭和 24 年に興行され、本件映画 2 は昭和 25 年に興行されたものである（前記 3(1)）から、平成 15 年改正法によれば、54 条 1 項、附則 2 条、新著作権法附則 7 条により、いずれもその著作権は興行の年の翌年から 70 年間存続するので、本件映画 1 は平成 31 年 12 月 31 日まで、本件映画 2 は平成 32 年 12 月 31 日まで存続することとなる。そうすると、平成 15 年改正法附則 3 条により、本件映画の著作権は、少なくとも平成 48 年 12 月 31 日まで存続することとなる。」と判示し、本件映画の著作権は存続期間が満了していないから、本件商品の輸入販売は本件映画の著作権の侵害に当たるとして、本件控訴を棄却した。